

第3節 歯科保健医療対策

1 地域歯科保健医療

(1) 現 状

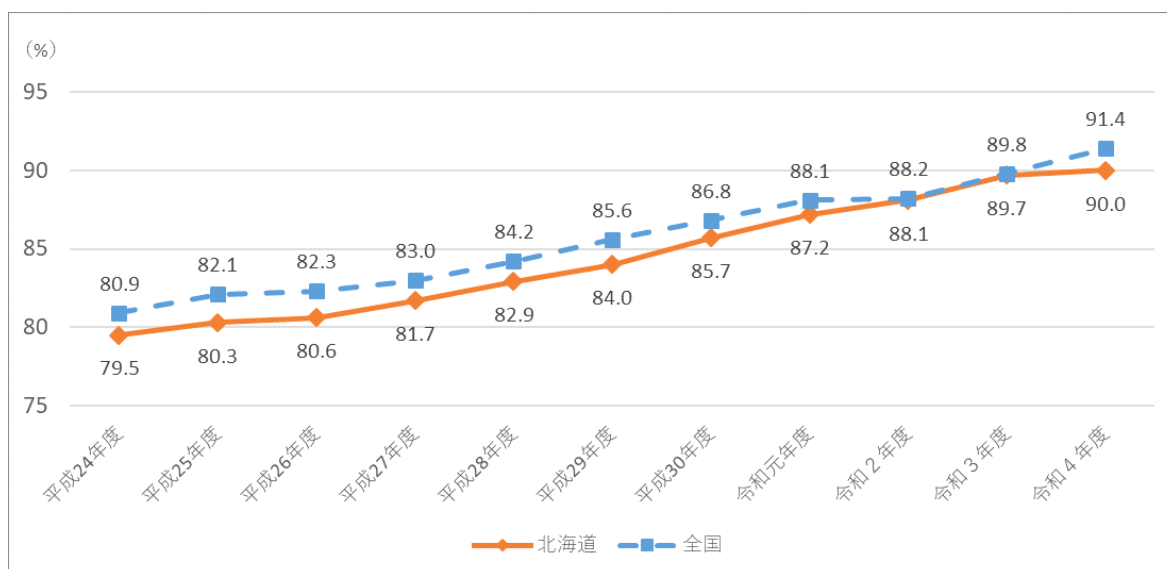
- 歯・口腔の健康は、食事や会話に大きく影響することはもちろん、生涯を通じて質の高い生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を果たしています。
- 北海道では、平成21年6月に制定した「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に基づき、乳幼児から高齢者まで全ての道民の歯・口腔の健康づくりの推進に努めています。
- 地域住民の歯と口腔の健康づくりは、母子保健、学校保健、成人保健、産業保健及び老人保健の各分野における対策と十分連携を図りながら進めていく必要があります。

例えば、「乳幼児に対する対策」では、市町村や歯科医師会との連携が、「学齢期に対する対策」では、教育委員会や学校との連携が、「成人、高齢期に対する対策」では、市町村や事業所との連携が、「妊産婦、要介護高齢者、難病患者、心身障がい児（者）等に対する対策」では、市町村、歯科医師会のほか、様々な関係医療福祉機関・団体等との連携が求められています。

- このように、地域住民の各ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するためには、関係機関・団体等が協働して取り組む必要があり、地域の様々な実施主体による積極的な参画と連携を図る必要があります。

- う歯率について、各ライフステージ別にみえますと、北海道における「乳幼児」及び「学齢期」のむし歯は、乳幼児（3歳児）ではむし歯のない割合は、令和元年度の87.2%から令和4年度は90.0%に改善、学齢期（12歳児）のむし歯数は、令和元年度の1.0本から令和3年度では横ばいの状態です。*

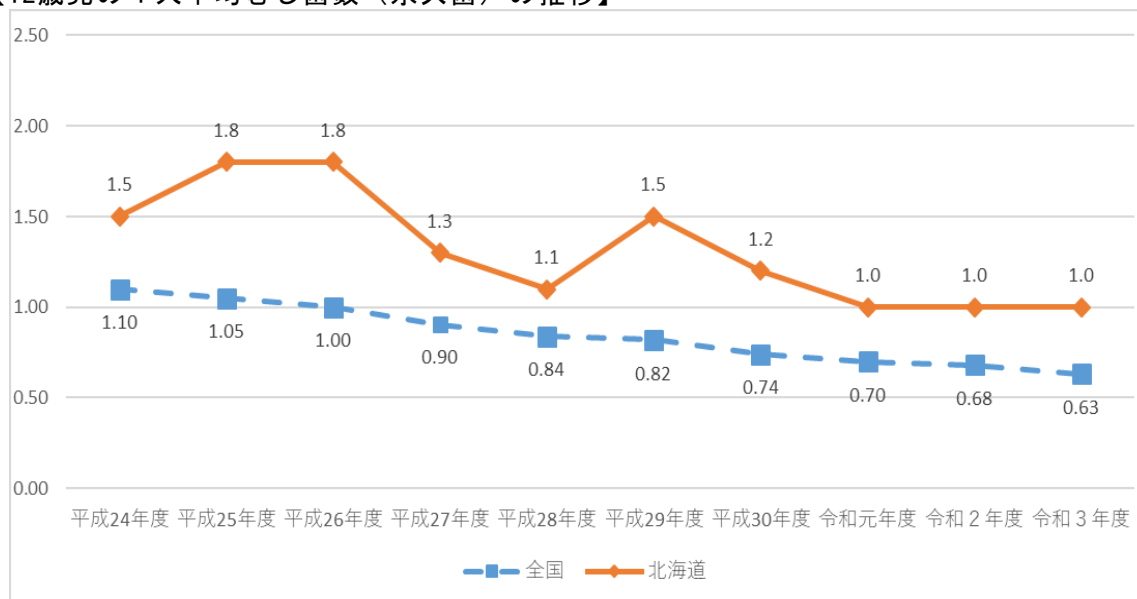
【むし歯のない3歳児の割合の推移】



* 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健調べ（平成24年度、平成25年度）

厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（平成26年度～令和3年度）

【12歳児の1人平均むし歯数（永久歯）の推移】



* 学校保健統計調査

○ 「成人」の歯・口腔の健康状態について、「8020（ハチマルニイマル）運動」の目標である80歳で20本以上の歯がある人の割合は全道平均で46.5%と、全国平均の51.6%を大きく下回っている状況にあります。*1

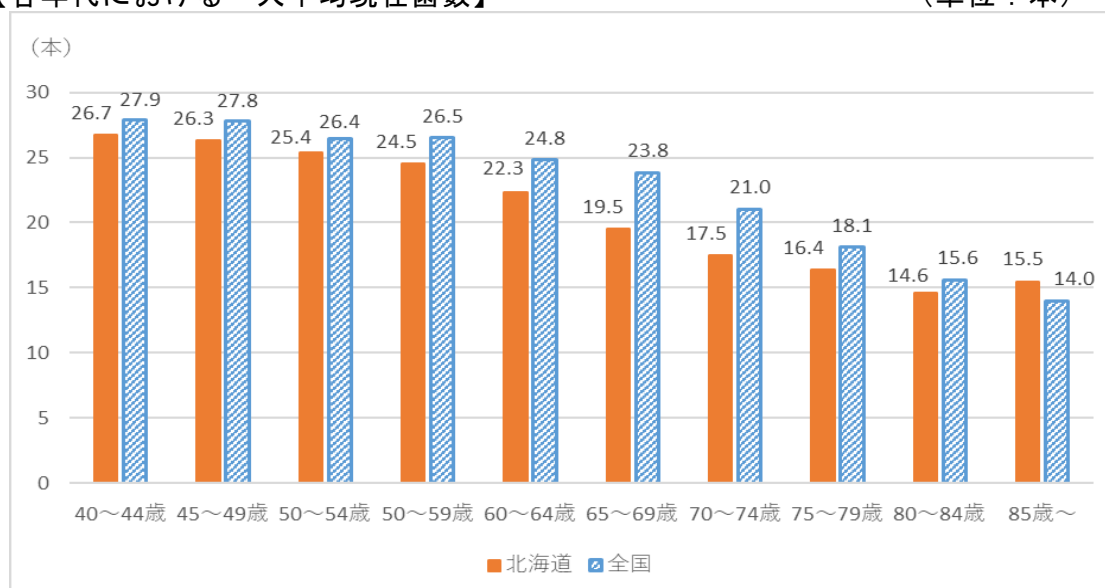
【80歳*における一 平均現在歯数並びに20本以上歯を有する者の割合】

一人平均現在歯数（本）		20本以上歯を有する者の割合（%）	
北海道（令和4年）	全国（令和4年）	北海道（令和4年）	全国（令和4年）
15.9	17.0	46.5	51.6

* 75～84歳のデータから算出

【各年代における一人平均現在歯数】

（単位：本）



* 全道値：北海道保健福祉部「道民歯科保健実態調査」（令和4年）、全国値：厚生労働省「歯科疾患実態調査」（令和4年）

- 上川北部圏域では、成人を対象とした歯周疾患検診を6市町で行っています。
- 在宅療養支援歯科診療所は、全道では令和6年2月現在、314施設あります。上川北部圏域では、4施設（名寄市3、和寒町1）となっています。
【関連：第3章第12節P〇〇】

三次医療圏	二次医療圏	市町村	医療機関名
道北	上川北部	名寄市	医療社団法人 山本歯科医院風連歯科診療所
			医療法人臨生会 名寄歯科医院
			医療法人臨生会 吉田歯科分院
		和寒町	かたくり歯科

(2) 課題

- 北海道における歯・口腔の健康状態は全国平均には及んでおらず、また、地域格差の是正が求められています。すべての道民が住み慣れた地域において、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用できるようにすることが求められています。
- むし歯は、歯を失う原因のひとつです。道内の12歳児の永久歯1人平均むし歯数は、令和3年度には1.0本と、全国平均（0.63本）より多いなど、学齢期のむし歯は早急に改善すべき課題となっています。
特に幼児期・学齢期のむし歯予防対策としては、適切な間食（おやつ）習慣とフッ化物塗布・洗口及び保護者への口腔管理指導等の推進が必要です。
- 歯周病は、中年期以降に歯を失う最大の原因となっていますが、自分では症状に気がつきにくいという特徴があります。
- 高齢者の口腔ケアの重要性が、医療や介護の現場で認識されてきていますが、認知症の症状がある要介護高齢者では、ケアに対して抵抗を示すことが多いことなどが課題となっています。

(3) 施策の方向と主な施策

- 永久歯のむし歯予防に効果的な方法としてフッ化物洗口があります。保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進し、また、洗口に関しては、保護者に対し情報提供を適切に行い、フッ化物洗口の普及に努めます。

【フッ化物洗口事業実施状況】

	全道	上川北部
平成29年度	174市町村	5市町村
令和4年度	175市町村	5市町村

- 歯周病予防のため、地域の口腔保健行動の改善と定期的な歯科受診に結びつくよう、成人が歯科検診・保健指導を利用できる機会の確保を図ります。
- 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、高齢者に対する専門的口腔ケア提供体制の整備を推進します。
- 歯科医師会、市町村、保健所等の関係機関が連携しながら、様々な機会を通じて、「8020運動」等の地域住民の歯・口腔の健康づくりについて普及啓発を行います。
- 在宅訪問歯科診療及び周術期口腔機能管理の取組について、研修会を開催するなど、利用促進のための周知に努めます。

2 障がい者歯科保健医療

(1) 現 状

- 地域において、障がいのある人のかかりつけ歯科医を育成、指定する「北海道障がい者歯科医療協力医制度」に基づき、令和5年4月1日現在で全道市町村のうち75市町村に232人が指定されています。上川北部圏域では、2市町（名寄市、和寒町）の2療機関で、2人が指定されています。
- 全身管理を伴う障がい者歯科診療を担う歯科保健センターが、第三次医療圏ごとに整備されています。
- 道北圏の障がい児（者）への高度な歯科診療機関として、道北口腔保健センターが旭川市に設置されており、上川北部圏域からも受診しています。

【歯科保健センター設置状況】

施設名	設置主体	
道北口腔保健センター	旭川歯科医師会	
札幌口腔医療センター	札幌歯科医師会	所在地
十勝歯科保健センター	十勝歯科医師会	旭川市金星町1丁目1番52号 (TEL: 0166-22-2290)
釧路歯科保健センター (市立釧路総合病院内)	釧路市	札幌市中央区南7条西10丁目 (TEL: 011-511-7774)
函館口腔保健センター (函館市総合保健センター内)	函館市	函館市五稜郭町23番1号 (TEL: 0138-56-8148)
口腔保健センター (北見赤十字病院内)	日本赤十字社 北海道支部	北見市北6条東2丁目 (TEL: 0157-24-3115)

(2) 課 題

- 心身障がい者（児）については、障がいの状態への対応が優先され、口腔衛生管理が十分ではなかったり、むし歯や歯周疾患に気づかれずに重症化してしまうこともあるので、早期からの経過管理が求められます。
- 北海道障がい者歯科保健医療協力医制度については、制度の周知を図り、協力医の確保・増員及び質の向上が求められています。
- 心身障がい児（者）が容易に地域の歯科医療機関を利用できるよう、上川北部圏域の施設等と歯科医療機関が連携していく必要があります。

(3) 施策の方向と主な施策

(障がい者歯科保健医療の充実)

- 歯科医師会等と連携し、障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより障がい者歯科医療の確保を図るとともに、障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健対策を推進します。
- 保健所、市町村、歯科医師会、社会福祉施設等が協力して、心身障がい児（者）の歯科疾患の予防及び早期発見につとめ、歯科保健対策の充実に取り組みます。
- 道北口腔保健センターや、対応可能な地域の歯科医療機関についての情報を収集し、提供していきます。

3 へき地における歯科保健医療

(1) 現 状

- 令和4年10月末現在、上川北部圏域には無歯科医地区が2地区、無歯科医地区に準ずる地区については、5地区あります。【関連：第3章第9節P〇〇】

(2) 課 題

- 上川北部圏域内の準無歯科医地区において、歯科保健医療を確保することが求められています。

(3) 施策の方向と主な施策

(歯科診療班の派遣)

- 歯科医師の確保が困難なへき地における歯科医療を確保するため、歯科診療班の派遣を実施します。

(無歯科医地区等における歯科保健医療の確保)

- 歯科医療従事者の確保が困難な地域における歯科保健医療の確保について、実情に応じた検討機会の確保に努めます。

4 高次歯科医療及び休日救急歯科医療

(1) 現 状

- 口腔悪性腫瘍患者や全身疾患等を有する患者への歯科医療など、高度な歯科医療に対応する歯科口腔外科を標ぼうする病院（以下「病院歯科」という。）は、令和4年10月1日現在で全道54施設となっています。上川北部圏域については、1施設あります。
- 本道の休日救急歯科医療は、日曜、祝祭日、年末年始を中心に、17郡市歯科医師会が実施する在宅当番医制等により確保されています。

(2) 課 題

(高次歯科医療)

- 要介護高齢者や難病患者等の適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科等の高次歯科医療機関と歯科診療所との病診連携が求められています。

(休日救急歯科医療)

- 日曜、祝祭日等の休日救急歯科医療の確保が必要となっています。

(3) 施策の方向と主な施策

(高次歯科医療の提供体制)

- 大学病院や歯科医師会等の関係団体と連携しながら、地域における病診連携や保健医療福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実に努めます。

(歯科医療機能情報の提供)

- 上川北部圏域の住民が適切な歯科医療機関を選択できるよう、病院歯科を含む歯科医療機関の医療機能情報をホームページ等により提供します。

(休日救急歯科医療)

- 在宅当番医制等による休日救急歯科医療について、「北海道救急医療・広域災害情報システム」等を活用した医療機関情報の提供を行います。

